

# 特定建設作業

(騒音規制法)  
(振動規制法)

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事として行われる作業で著しい騒音又は振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、騒音又は振動の大きさ、日曜・休日の作業禁止等の基準を遵守するよう規制しています。

## 届出

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、その作業の開始の日の7日前(注1)までに実施の届出が必要です。

騒音 騒音規制法第2条第3項に基づく同施行令第2条による特定建設作業

作業名 (下欄の機械を使用する作業)	適用除外
1. くい打機・くい抜機	アースオーガー併用のくい打作業。
2. びょう打機	_____
3. さく岩機	1日に50m以上移動するもの。
4. 空気圧縮機	電動式のもの。 定格出力が15kwに満たないもの。
5. コンクリートプラント アスファルトプラント	混練容量が0.45m <sup>3</sup> に満たないもの。 モルタル用コンクリートプラント。 混練重量が200kgに満たないもの。
6. バックホウ	環境大臣が指定するもの。 (低騒音型の機械)
7. トラクターショベル	
8. ブルドーザー	

振動 振動規制法第2条第3項に基づく同施行令第2条による特定建設作業

作業名 (下欄の機械を使用する作業)	適用除外
くい打機	圧入式くい打機。
1. くい抜機	油圧式くい抜機。
くい打くい抜機	圧入式くい打くい抜機。
2. 鋼球	_____
3. 舗装版破砕機	1日に50m以上移動するもの。
4. ブレーカー	手持式ブレーカー。 1日に50m以上移動するもの。

- (注) 1 届出日と作業開始日を含めない「中7日」  
例) 1日に提出 → 9日からの作業  
2 該当作業が、その作業を開始した日に終わるものは、届出不要。

## 《特定建設作業に係る規制基準》

作業の種類 (下欄の機械を使用する作業)	音量 (デシベル)	振動 (デシベル)	作業時間	1日における 延作業時間	同一作業場所 の作業期間	日曜日 の作業
騒音 くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 びょう打機 さく岩機 空気圧縮機 コンクリートプラント アスファルトプラント	85		午前7時 ～ 午後7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
振動 くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 ブレーカー 鋼球 舗装版破砕機		75	午前7時 ～ 午後7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
適用除外			イ 災害非常事態緊急作業 ロ 生命、身体危険防止作業 ハ 鉄軌道正常運行確保作業 ニ 道路法による占用許可条件及び 道交法による道路使用許可条件 による夜間(休日)指定の場合 ホ 変電所の変更工事で休日に行う 必要がある場合	イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ ニ ホ	イ ロ ハ ニ ホ
作業を開始した日に終わる建設作業						

騒音と振動の大きさは、敷地境界線上において上表に掲げる数値以下であること。

## アスベスト

アスベストを使用している建築物等の解体・改修工事を行う際には、工事実施計画の届出が必要です。また、工事完了後は「アスベスト濃度測定結果報告書」を提出してください。

- 大気汚染防止法の届け出対象の工事  
⇒吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材を使用している建築物等の解体・改修工事
- 東京都環境確保条例の届け出対象の工事  
⇒大気汚染防止法の届出対象の工事に該当するもので下記2点のどちらかに該当するもの
  - ①アスベスト使用建材の施工面積が15m<sup>2</sup>以上の場合
  - ②該当工事の建築物等の延べ床面積が500m<sup>2</sup>以上の場合



# 指定建設作業

(東京都環境確保条例)

東京都環境確保条例では、下表に掲げる作業を「指定建設作業」として勧告基準を定めていますが、届出の必要はありません。

## 《指定建設作業に係る勧告基準》

作業の種類 (下欄の機械を使用する作業)	音量 (デシベル)	振動 (デシベル)	作業時間	1日における 延作業時間	同一作業場所 の作業期間	日曜日 の作業
騒音	80		午前7時 ～ 午後7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
穿孔機を使用するくい打設作業						
インパクトレンチを使用する作業						
コンクリートカッターを使用する作業						
掘削機械を使用する作業						
締固め機械を使用する作業						
コンクリート搬入作業						
音	85					
はつり及びコンクリート仕上作業						
解体又は破壊作業						
振動	70		午前7時 ～ 午後7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
圧入式くい打機、油圧式くい打機等を使用するくい打設作業						
ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業						
掘削機械を使用する作業						
音	65					
空気圧縮機を使用する作業						
音	70					
締固め機械を使用する作業						
音	75					
解体又は破壊作業						
適用除外			イ 〇 ハ ニ	イ 〇	イ 〇	イ 〇 ハ ニ ホ
作業を開始した日に終わる建設作業						

(注) 1 騒音と振動の大きさは、敷地境界線上において上表に掲げる数値以下であること。  
2 コンクリート搬入作業は、大型車両の通行規制地域において午前7時～午後9時。

# 注意事項

建設作業に伴う騒音・振動はレベルも高く、周辺への影響も大きいいため、事前の対応をおこたるとトラブルに発展する場合があります。

このため、施工業者及び工事発注者の方は、届出の実施、規制基準の遵守だけでなく、次の点にも十分配慮して工事を行ってください。

## 周辺住民に対して

- 工事実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、防止対策などについて十分説明を行ってください。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者を置き、苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処してください。

## 事前の防止対策

- 工事の実施に当たっては、工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定してください。
- 極力低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械を使用するようにしてください。
- 工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の防音措置をしてください。

## その他

- 工事現場への機材の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオなどにより、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮してください。
- 建設用機械の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努めてください。
- 住民に迷惑をかけないよう、従業員教育を徹底してください。
- 解体作業時に発生する粉じんやアスファルト防水作業時の悪臭などにも十分注意して作業してください。
- アスベストの解体・改修の工事の際には、知事の定める遵守事項に従って施工し、アスベストが工事の現場から周辺に飛散しないよう十分注意してください。

## 届出及び問い合わせ先

中央区環境土木部環境推進課環境指導係

中央区築地1-1-1

☎ (3546) 5404・5405